

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
安芸高田市	行田地区(行田集落)	令和2年1月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	10.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	8.1ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.8ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5ha
(備考) 中山間地域等直接支払協定農用地面積:4ha 農地中間管理事業活用面積:2.5ha	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

現在、地域内の農業者は2名で、中心経営体である認定農業者法人1名が中心となり集落内の農地を耕作している。中心経営体を集落で支援する体制を整えているが、高齢化により体制維持が困難となってきたことが課題である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担う。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻、そば	4.7 ha	水稻、そば	9.7 ha	行田集落 他
計	1人		4.7 ha		9.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、58筆、22,976㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

原則として、農地を機構に貸し付け、中心経営体への集約化を目指す。

中山間地域等直接支払交付金事業の活用方針

集落で中心経営体を支援する体制を構築するとともに、中山間地域等直接支払交付金事業を活用した鳥獣害対策等に取り組む。